

令和7年度 第2回猪名川町農会長会次第

と き 令和7年7月4日(金)
午後6時30分から
ところ 猪名川町立文化体育館 小ホール

1 あいさつ

2 協議事項

- ① 令和7年産水稻・そば作付状況について・・・・・・・・ P 1
- ② 経営所得安定対策等について・・・・・・・・ P 3
- ③ 資材・燃料等価格高騰対策支援事業について・・・・・・・・ P 6
- ④ 営農活性化補助金について・・・・・・・・ P 7
- ⑤ 農業用施設改修事業補助金について・・・・・・・・ P 9
- ⑥ ため池保険の継続について・・・・・・・・ P 11
- ⑦ 災害被害調査にかかる協力について・・・・・・・・ P 13
- ⑧ ナガエツルノゲイトウについて・・・・・・・・ P 15
- ⑨ 有害鳥獣について・・・・・・・・ P 17

令和7年産 水稻・そば作付状況について

1. 主食用水稻

年度	作付面積 (a)	生産目安 (a) (H29 まで配分面積)	作付率 (%)
H26	19,054.5	18,987.3	100.4
H27	18,819.4	18,748.6	100.4
H28	18,607.1	18,807.6	98.9
H29	18,439.6	18,719.9	98.5
H30	18,520.7	18,200.0	101.8
R1	18,214.1	18,200.0	100.1
R2	17,338.7	18,200.0	95.3
R3	17,175.3	17,300.0	99.3
R4	16,676.5	17,300.0	96.3
R5	16,421.6	17,300.0	94.9
R6	16,092.0	17,300.0	93.0
R7	16,535.9	17,300.0	95.6

(6月末日時点)

○対前年比 作付面積 +443.9a

2. そば

年度	作付農家数	作付面積 (a)
H27	80	2,323.5
H28	72	2,132.6
H29	68	1,959.2
H30	64	1,720.5
R1	64	1,560.1
R2	63	1,912.4
R3	63	1,771.8
R4	62	1,952.8
R5	61	1,794.4
R6	64	1,838.3
R7	59	1,314.8

(6月末日時点)

○対前年比 作付面積 ▲523.5a

令和7年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

予定数量	777 t
予定面積	158.8 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	847 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	489 kg/10a

集落 番号	集落名	水田面積 (a)	令和7年産米の需要量のに関する情報								<参考>令和6年産米の作付状況				
			作付予定面積								水稻				
			水稻						そば		水稻				そば
			主食用米 (a)	6年産との 比較	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg)	(30kg/袋)	(a)	6年産との 比較	作付目標 面積 ① (a)	主食用米 面積 ② (a)	その他 水稻	作付率 ②/①	作付面積 (a)
1	原	1,163.9	503.7	▲ 62.0	0.0	0.0	24,631	821	53.7	▲ 27.4	578.0	565.7	0.0	97.9	81.1
2	内馬場	686.7	239.9	3.3	0.0	0.0	11,733	391	41.8	0.0	252.3	236.7	0.0	93.8	41.8
3	民田	748.8	463.9	▲ 5.4	0.0	0.0	22,683	756	21.8	0.0	425.5	469.2	0.0	110.3	21.8
4	上阿古谷	2,475.8	1,217.5	7.5	0.0	0.0	59,537	1,985	18.9	▲ 35.6	1,179.8	1,210.1	0.0	102.6	54.5
5	下阿古谷	1,081.5	612.5	0.0	0.0	0.0	29,950	998	32.2	0.0	609.9	612.5	0.0	100.4	32.2
6	北田原	1,097.8	448.8	▲ 6.3	0.0	0.0	21,948	732	0.0	0.0	475.1	455.1	0.0	95.8	0.0
7	南田原	1,157.1	446.2	▲ 7.6	0.0	0.0	21,820	727	44.5	8.0	508.4	453.8	0.0	89.3	36.5
8	北野	262.1	147.5	▲ 13.4	0.0	0.0	7,211	240	0.0	0.0	145.4	160.9	0.0	110.6	0.0
9	紫合	1,835.0	894.9	13.7	0.0	0.0	43,762	1,459	59.7	0.0	1,001.5	881.3	0.0	88.0	59.7
10	柏梨田	461.6	149.8	0.0	0.0	0.0	7,326	244	22.9	0.0	154.6	149.8	0.0	96.9	22.9
11	上野	824.5	353.5	0.0	0.0	0.0	17,287	576	47.9	0.0	340.9	353.5	0.0	103.7	47.9
12	広根	1,348.9	692.0	▲ 72.3	0.0	0.0	33,838	1,128	0.0	0.0	857.7	764.3	0.0	89.1	0.0
13	銀山	148.4	56.9	0.0	0.0	0.0	2,783	93	0.0	0.0	61.0	56.9	0.0	93.3	0.0
14	猪淵	357.1	104.1	3.1	0.0	0.0	5,091	170	62.0	▲ 4.8	122.6	101.0	0.0	82.4	66.8
15	肝川	742.4	416.8	0.0	0.0	0.0	20,379	679	0.0	0.0	477.4	416.8	0.0	87.3	0.0
16	差組	410.4	201.7	▲ 0.1	0.0	0.0	9,862	329	0.0	0.0	214.9	201.8	0.0	93.9	0.0
17	万善	682.4	103.2	▲ 24.0	0.0	0.0	5,045	168	48.9	6.1	129.6	127.2	0.0	98.1	42.8
18	槻並	3,781.9	1,828.6	31.5	0.0	0.0	89,419	2,981	218.8	58.3	1,767.0	1,797.1	0.0	101.7	160.5
19	木津上	1,261.9	418.4	0.0	0.0	0.0	20,460	682	67.8	0.0	443.4	418.4	0.0	94.4	67.8
20	木津	511.0	307.7	0.0	0.0	0.0	15,047	502	0.0	0.0	342.1	307.7	0.0	89.9	0.0
21	木間生	528.0	274.3	0.0	0.0	0.0	13,414	447	0.0	0.0	275.3	274.3	0.0	99.6	0.0
22	枋原	1,164.7	519.9	0.0	0.0	0.0	25,423	847	0.0	0.0	432.0	519.9	0.0	120.3	0.0
23	林田	536.5	88.7	▲ 13.1	0.0	0.0	4,339	145	0.0	0.0	110.8	101.9	0.0	91.9	0.0
24	笹尾	1,592.6	845.7	126.9	0.0	0.0	41,352	1,378	371.3	▲ 149.8	696.7	718.8	0.0	103.2	521.1
25	清水	857.0	394.9	0.0	0.0	0.0	19,310	644	0.0	▲ 24.2	413.0	394.9	0.0	95.6	24.2
26	清水東	1,002.0	526.5	▲ 51.8	0.0	0.0	25,747	858	85.0	63.4	527.7	578.4	0.0	109.6	21.6
27	仁頂寺	343.2	131.2	0.0	0.0	0.0	6,415	214	0.0	0.0	116.2	131.2	0.0	112.9	0.0
28	島	440.8	238.9	0.0	0.0	0.0	11,684	389	10.0	0.0	233.6	238.9	0.0	102.3	10.0
29	鎌倉	795.1	454.5	29.4	0.0	0.0	22,225	741	0.0	▲ 32.1	424.9	425.1	0.0	100.0	32.1
30	杉生	1,124.6	527.7	0.0	0.0	0.0	25,803	860	0.0	0.0	553.6	527.7	0.0	95.3	0.0
31	西畑	873.2	457.4	34.9	0.0	0.0	22,367	746	170.5	0.0	1,111.7	422.5	0.0	38.0	170.5
32	柏原	3,010.7	1,106.3	▲ 72.4	0.0	0.0	54,096	1,803	0.0	▲ 243.8	918.6	1,178.7	0.0	128.3	243.8
33	農会外	2,361.1	709.9	0.0	0.0	0.0	34,716	1,157	7.2	0.0	688.7	709.9	0.0	103.1	7.2
	合 計	35,668.7	15,883.5	▲ 78.3	0.0	0.0	776,703	25,890	1,384.8	▲ 381.9	16,589.9	15,961.8	0.0	96.2%	1,766.7

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス
※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

経営所得安定対策等について

1. 各交付金の交付要件

経営所得安定対策の各交付金の交付を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

(1) 畑作物の直接支払交付金

- ① 認定農業者、集落営農、認定新規就農者であること。
- ② 販売農家であること。
- ③ 5年間に一度も水張り（水稲作付け）が行われていない農地は令和9年度以降対象外。※ただし令和7年度・8年度のいずれかで①1か月以上の湛水管理を行う、②連作障害を回避する取組を実施する、のいずれかが確認できた場合、水稲作付けが行われたものとみなす。
- ④ 農産物検査を受けていること。

(2) 水田活用の直接支払交付金

- ① 販売農家であること。
- ② 5年間に一度も水張り（水稲作付け）が行われていない農地は令和9年度以降対象外。※ただし令和7年度・8年度のいずれかで①1か月以上の湛水管理を行う、②連作障害を回避する取組を実施する、のいずれかが確認できた場合、水稲作付けが行われたものとみなす。

2. 販売実績（出荷・販売）の確認について

出荷・販売の確認書類については、5年間の保管が必要です。本町では、交付要件の確認を行うために下記書類の提出を求めており、それを町で一括して証拠書類として保管します。

つきましては、出荷・販売を確認する方法について、次の書類を準備してください。役場への提出時期については、該当者へ直接通知します（概ね11月頃）。

① 量販店、市場（阪急オアシス、イオン等）等へ出荷している場合

- ・ 販売伝票、出荷販売契約書の写し等、出荷販売が確認できる書類

② 道の駅いながわ（直売所）に出荷している場合

- ・ 出荷記録

道の駅より提供いただく予定となっていますが、ご家族の名前で出荷している等の理由で農業者名と道の駅の出荷者名が一致しないケースや、営農計画書に記入いただいた農作物と別の農作物を作付・出荷しているケースが例年多くみられます。これに該当する場合は、事前に農業環境課までご連絡ください。

③ 無人販売所に出荷している場合

- ・ 販売記録（任意書式）
 - ・ 販売していることを確認できる写真（陳列の様子など）
- ※必ず、交付金を受ける作物全ての写真を提出してください。

④ 知人、友人に販売している（金銭の授受が伴っている）場合

- ・ 出荷販売契約書（任意書式）
- ・ 販売記録（任意様式）

令和7年産の出荷販売契約書

物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

(契約者名)

売渡人 (甲) : _____

購入者 (乙) : _____

(契約の内容)

契約する物品名、数量、契約金額等は、次のとおりとする。

1. 物品名 : _____

2. 数量 : _____

3. 契約金額 : _____

令和 年 月 日

(甲)

住所 _____

名前 _____ 印

(乙)

住所 _____

名前 _____ 印

令和7年産の販売記録

住 所：_____

氏 名：_____

1. 販売先 (住所・氏名等) _____

2. 圃場名 _____

3. 販売記録

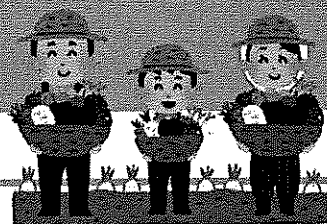
販売品目	販売年月日	数量(kg、個数)	販売額(円)

※1 無人販売所で販売した場合は、販売行為を確認できる写真を添付してください。

※2 知人・友人等に販売した場合は、出荷販売契約書を添付してください。

※3 販売行為を確認する証拠書類です。5年間保管してください。

資材・燃料等価格高騰対策 支援事業(第3弾)



給付金の概要

農業用資材及び農機具燃料等の価格が依然として高騰していることから、これらの影響を受ける農家の経営を支援するため、①水稻作付者及び②野菜等の販売農家に対し、一律10,000円(認定農業者等の担い手については、一律20,000円)を支給します！

対象者

令和7年12月22日(予定)で以下の要件を満たす方
(いずれか1つの要件を満たしていれば対象となります)

- ① 水稻作付者
- ② 野菜等販売農家

出荷販売は12月
中旬までに！

※同一世帯につき1回のみの申請可。

給付金額

対象者1人につき一律 **1万円**

※認定農業者・認定新規就農者・農業法人は一律 **2万円**

申請方法

11月農会長会にて申請書等を配布します。

【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会(猪名川町役場農業環境課内)

電話：072-766-8709(平日8:45～17:30)

住所：猪名川町上野字北畑11-1

令和8年度 営農活性化補助金のご案内

パイプハウスやぶどう棚を新設される方、そばを栽培している方、果樹を植栽される方に対して猪名川町が独自に補助金を交付します！



①パイプハウス等設置支援事業

【助成金額】 ※上限200万円まで

【認定農業者・農業法人】 【新規就農者（5年以内）】 パイプハウス 200㎡以上	対象金額×1/2
【上記以外の方】 パイプハウス 200㎡以上	対象金額×1/3
ぶどう棚 25万円以上/a	対象金額×1/2

【申し込み方法】

9月末までにJAに申し込み

※野菜部会会員が対象

※共済保険に加入必須

農家の皆さんを
支援します！！

②果樹産地活性化支援事業

【対象品目】

栗、ぶどう、柿、ブルーベリー、桃、梅、ゆず、キウイ

【助成金額】

最低購入本数以上の購入	購入費用×1/2
-------------	----------

※最低購入本数については、品目によって異なります。

※補植を行う場合は、従来からの樹木と併せ、最低購入本数以上となる本数とする。

【申し込み方法】

6月頃、果樹部会会員にご案内します。

※果樹部会会員が対象



③そば栽培支援事業

【助成金額】

基本助成金額	10,000円／10a
団地化加算金	10,000円／10a



【玄そばの買取り】

北海道産玄そば12月価格の最高額＋乾燥調整費＋100円

【実施時期】

播種：8月上旬～下旬

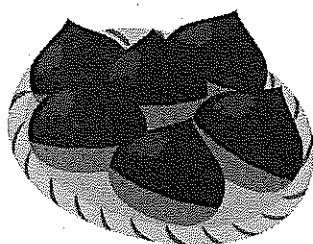
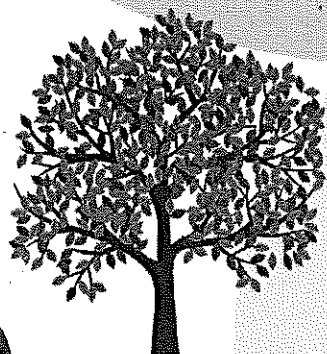
刈取：11月上旬～下旬

※天候によって時期は変更になる場合がございます。

0.5ha以上の
団地化で加算
対象です！

【申し込み方法】

農会を通じて猪名川町役場農業環境課に申し込み。



④北摂栗生産環境整備事業

【内容】

高齢化等の理由により、栗の木の剪定を剪定士に委託する生産者に対して、委託費用の一部を助成します。

【対象者】

町内で北摂栗を生産し、道の駅いながわ又はJA兵庫六甲に出荷している猪名川果樹部会会員

【助成金額】

剪定費用の2分の1を補助（上限5万円）

補助金を受けるためにはそれぞれ要件があります。
詳しくは、下記お問い合わせまでご連絡ください。

お問い合わせ：猪名川町役場農業環境課 072-766-8709

猪名川町農業用施設改修事業補助金

補助金の概要

農業用施設の修繕箇所が増加、老朽化対策として地元施工による農業用施設の改修・修繕費用の一部を補助する事業を新たに創設しました。

補助額

工事費用の1／3以内 ※千円未満切捨て

- ・10万円以上の工事が対象、補助金の上限額は100万円まで
- ・町の予算の範囲内での交付となりますので、要望箇所が多数の場合、緊急性の高い施設から順に対象といたしますのでご了承ください。

補助対象者

農業用施設の管理者又は利用している農業者及び農業者団体

補助対象施設

農業用排水路、農業用道路、井堰（河川管理者と協議済みのもの）、農業用ため池などの農業用施設

補助対象事業

以下に掲げる全ての要件を満たす事業。

- ①修繕等に要する工事費の額が10万円以上の事業であること。
- ②受益戸数2戸以上の農業用施設であること。
- ③草刈りや泥上げ等の維持管理が適正に行われている農業用施設であること。
- ④当該農業用施設を修繕するに当たり、国、地方公共団体等による補助を受けていないこと。
- ⑤通常の維持管理として行うべき工事又は適正な管理を怠ったことによる修繕工事でないこと。

申請開始日

令和8年度事業：令和7年9月末までに役場までご相談ください。

※令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間内に工事を行う場合、工事内容や工事箇所を事前に役場農業環境までご相談ください。

【お問い合わせ】

猪名川町役場 農業環境課 農政担当

電話：072-766-8709（平日8:45～17:30）

住所：猪名川町上野字北畑11番地の1

補助金 申請手順のながれ

令和7年度

① 事前相談 (申請者→町)

適用対象かどうか工法等について事前に相談してください。

令和8年度の予算要求に必要なため、令和7年9月末までに見積を提出してください。

令和8年度

② 補助金の交付申請 (申請者→町)

交付申請書(様式第1号)、位置図、平面図、現況写真、誓約書(様式第2号)、受益者の同意書(様式第3号)、見積書(3社以上)、その他関係書類を提出してください。

③ 補助金の交付決定 (町→申請者)

現地調査等による審査の上、交付決定通知書(様式第4号)を送付しますので、業者に依頼してください。

④ 申請内容の変更 (申請者→町)

申請内容、工事額等の変更があれば交付変更申請書(様式第5号)、変更内容を証明する書類(金額変更の見積書等)を提出してください。

⑤ 補助金の変更交付決定 (町→申請者)

承認の可否を審査し、交付変更決定通知書(様式第6号)を送付します。

⑥ 実績報告書類の提出 (申請者→町)

工事が完了したら、実績報告書(様式第7号)、支払領収書の写し、工事写真(着工前、施工状況、工事完了後)、交付請求書(様式第9号)、その他の書類を添付して提出してください。(工事完了後30日以内もしくはその年度の3月31日までに提出)

⑦ 補助金の確定通知 (町→申請者)

交付決定の内容に適合すると認めた場合交付確定通知書(様式第8号)を送付し、指定口座に振り込みを行います。

令和6年7月4日

農会長 各位

猪名川町地域振興部 農業環境課長

「ため池保険」の継続・新規加入について（ご依頼）

猛暑の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は町農政及びため池事業の推進につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、加入いただいております「ため池の施設賠償責任保険」が8月26日をも
って更改を迎えることになります。今年も引き続き「契約の更改と新規加入者」
の募集を行いますのでご案内致します。なお、個々の池により保険料が異なるた
め、農会ごとの一覧にてご案内させていただきます。

募集方法につきましては、下記の要領にて、貴農会所属の「ため池所有者・管
理者」の方々のご加入を取りまとめていただき、猪名川町農業環境課までご報告
くださいますようお願い申し上げます。

記

1 加入申込方法

① 現在加入されているため池については、添付しております一覧表に記載して
おります。「防護柵」「立て札・看板」の有無確認のうえ、「継続」欄の「継・
否」いずれかに○印をお付けください。

② 申込書右上に会長名の記名と捺印をお願いします。

2 保険料のお支払い方法

保険料は、申込書各池の右欄の保険料の集金をお願いします。
農会ごとに取りまとめの上、申込書とともに猪名川町農業環境課までご持参く
ださい。

3 申し込み締め切り日

8月1日（金）期日厳守

4 その他

保険に関する質問などがありましたら、
（関）関西リスクシェアリング（TEL090-9305-8098 担当・深見）までご連絡ください。

『ため池保険』に関するQ & A

Q 1, この保険は、だれのための保険ですか？

A 1, 申し込まれた池や水路の管理者や管理組合等の代表者のための保険です。

Q 2, どんなときに支払われる保険ですか？

A 2, 申し込まれた池や水路で、管理者のミスや不具合で発生した事故に対して、被害者の方より賠償請求があった場合にお支払いする保険です。

【支払われる例】

- ◆池や水路で第三者の人が壊れていた防護柵の間から転落しケガ又は死亡したとき。
- ◆池や水路で第三者の自転車が倒れていた「立ち入り禁止」の立て札にあたり乗っていた自転車が壊れたとき。

【支払われない例】

- ◆被害者の故意や過失で生じたとき。
- ◆地震、噴火、洪水などの天災によって生じたとき。

Q 3, この保険では、何が支払われるのですか？

A 3, A 2の例で発生した事故では、以下のような費用が支払われます。

- ◆身 体：治療費及び応急手当等
- ◆財 物：修繕費等
- ◆その他：被害者とのトラブルを解決するために要した裁判費用や弁護士費用などの訴訟費用

Q 4, 管理者や管理の代表者が事故にあった場合はこの保険で支払われますか？

A 4, 保険を申し込まれた管理者や管理の代表者には、支払われません。

この場合は、個人で加入されている生命保険や傷害保険が支払い対象となります。

- ◆管理者とは … 池や水路を個人で所有されて、個人名で申し込まれた方(ご本人) とその同居の2親等以内の親族。
- ◆管理の代表者とは… 池や水路を水利組合や村の所有とされているところで、組合長や会長と役員(執行委員)の方。

Q 5, 管理の代表者の家族は賠償を受ける対象になりますか？

A 5, この場合は組織、団体として見ますので、家族の方は賠償を受ける対象となります。

Q 6, 管理者と所有者及び地権者との関係はどのようになりますか？

A 6, 管理者として保険を申し込まれた方以外は、賠償を受ける対象者となります。

Q 7, 補償の額は、いくらまで支払われますか？

A 7, 身体、財物に対しては、1事故3億円(免責0円)までの補償

質問、相談などがありましたら関西リスクシェアリング 深見 までご連絡ください。

☎072-766-1540

【ご連絡】

- この保険は、農会全てを合算した1件の保険となっています。
したがって、更新を希望される方から個別に徴収することができません。
- 農会ごとにまとめられた申込書と保険料は、いったん町役場が預かりし、町農会として関西リスクシェアリング様に一括してお支払いをさせていただきます。

令和7年7月4日

農会長 各位

猪名川町長 岡本 信司

災害被害調査にかかる協力について(依頼)

長雨の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、町防災関係行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の災害は、大型台風の襲来だけでなく、線状降水帯の発生などでも被害は甚大化しており、災害時の被害状況について、正確かつ迅速に被害状況を把握するためには、地域の実情を把握されている皆様のご協力が必要不可欠となっております。

つきましては、災害被害調査にご協力いただきたく依頼させていただきます。

日頃から、皆様には、防災関係行政だけでなく、何かとご協力いただき、ご負担をおかけしているところですが、防災に関しては、地域の皆様の生命に直結する重要な事項になりますので、重ねてお願いいたします。

なお、災害被害調査にかかる具体的な内容は下記のとおり取り扱いますので、よろしくをお願いいたします。

記

- 1 災害による被害調査を、災害が一定収まった段階に、町全体をまとめて調査させていただきます。
- 2 農会員の方に、被害があった場合は、農会長へ連絡していただくよう周知願います。(災害発生中に確認された被害については、直接町災害対策本部に通報をお願いします。)
- 3 農会長へ各地域の町担当職員(裏面)から、電話等により被害の有無の調査を実施させていただきますので対応方願います。
- 4 被災状況の現場確認を、農会長または被災者の方に立会をお願いする場合がありますことご承知おきます。

猪名川町企画総務部総務防災課

TEL:072-767-1207 FAX: 072-766-3732

E-mail:kikikanri@town.inagawa.lg.jp

「別表2」

被害調査分担表

担当区域	担当者	担当区域	担当者
原 内馬場	出水 良孝 田形 涼 片山 陽介	機 並	茂美 彩音 芦田 大地 大橋 由華
民 田 上阿古谷 下阿古谷	榊田 壽香 正井 なず菜 長谷 拓海	木津上 木 津 東 山	馬瀬 恵美 長元 千明 中村 信宏
紫 合 猪名川荘苑	高田 有佑 藤田 伶 中西 はる香	木間生 枋 原	金永 邦彦 田中 春菜 船曳 育夢
北田原 南田原 北 野	篠原 舞 梶 慎吾 山内 章代	林 田 猪名川グリーンランド	菊池 未来 岩上 和輝 友松 里緒
銀 山 白 金	青木 美香 槻木 信哉	笹 尾 アイディタウン笹尾	中山 万里子 古賀 晋一郎 柳田 耐久子
柏梨田 上 野	磯田 智徳 中西 泰朗 西堀 圭央里	清 水 清水東 尾 花	井上 貴公 向井 雄太 矢田 紗矢香
広 根 広根ニューハイツ	岡野 友美 大重 結愛	島 鎌 倉 杉 生	和泉 智子 藤井 啓太 巽 陽平
肝 川 差 組 猪名川台	児玉 加奈子 林 佑次郎 平井 竜之進	西 畑 柏 原	播本 清香 清水 健太 堀之内 沙羅
松尾台 伏見台	佐茂 健志 土井 みず保 堀 祐輔	仁頂寺 川 向 旭ヶ丘	小西 慎一 石井 美智子 菱井 清香
若 葉 パークタウン東	山下 耕助 野崎 千尋 越智 洋介		
猪 刈 つつじが丘	金森 はるか 徳弘 桃子		
万 善 万善荘 ハウディ猪名川	村木 尋之 野崎 鷹之 岡 あすか		

※ 各担当者は、各担当区域の地区を協力して調査を行う

※ 応援要員は、各担当者が調査にあたれない場合、代理する

応援要員	被災建物応急危険度判定士	家屋被害認定士	
調査にあたることのできない担当者の課内の主幹級でもって応援する。	倉 成功	第1班 山門 知弘	第3班 宮崎 孝志
	榊田 二郎	篠原 舞	長岡 絵美
	田中 政寿	西田 祐馬	丸尾 佑人
	橋本 健	藤島 一機	久山 慎平
	肥爪 淳	田形 涼	平井 竜之進
	鳥野 竜介	槻木 信哉	中西 朱里
	水谷 竜也	第2班 馬瀬 貴史	補充員 井ノ上 利昭
	西田 祐馬	金永 邦彦	藤原 敏行
	中島 優澄	水谷 竜也	田中 政寿
		野中 菊子	和田 拓也
		菱井 清香	肥爪 淳
		西村 祐馬	
		小中 隆寛	
	被災宅地危険度判定士		
	榊田 二郎		
	小野山 富夫		

※ 家屋被害認定調査は班ごと順に調査を行うが、班員が調査にあたれない場合、補充員をあてる

※ 家屋被害認定調査と被害調査若しくはその他災害対応をする日と重なった場合、原則各班のリーダーの指示に従う。

※ 家屋被害認定士の下線部は、その班のリーダーとする

※ 調査に関する統括・調整は税務課固定資産税担当とする

水辺の近くでこんな草を見かけたら

通報お願いします！



WEB「ひょうごの環境」

岸辺や水面に緑のマット

細い柄の先に
球状の白い花



茎から1対の葉
が生える(対生)

葉は主脈が目立つ

茎は節があり、中が空洞
表面がツルツルしている



葉の先はやや尖る

この植物は「ナガエツルノゲイトウ」という※特定外来生物で、
放置すると水辺や田畑に大繁茂します！

※外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて国が指定。飼養、栽培、保管、運搬、輸入等が、原則として禁止され、防除の対象。

兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389

ナガエツルノゲイトウとは？

繁殖力が強く、水面だけでなく陸地でも爆発的に繁茂する水草。国が指定する特定外来生物で、防除の対象となっています。★詳しい生態はWEB「ひょうごの環境」へ

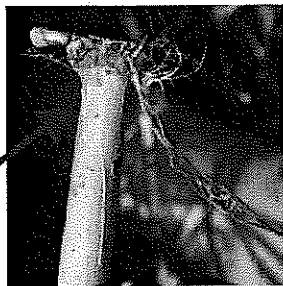
凄まじい繁殖力・再生力

茎の断片から根や芽を出し、繁殖します。直径2mmの根から再生することができます。

(花は5～10月に咲きますが、種子はできません。)

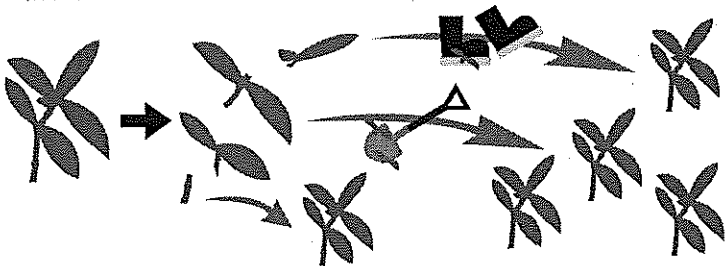


節は簡単にポキポキ折れる



茎の節から再生する根

細切れになった断片は、農具等に付着して拡散、再生します



乾燥に非常に強く、耐塩性もある

燃えにくいので野焼きだけでは駆除できません。刈り取った後も水辺や陸上に直に放置すると再生します。海浜にも生息でき、海浜植物への悪影響が懸念されます。

被害

洪水被害

繁茂したナガエツルノゲイトウが、増水等でちぎれ、大量に流されると、排水溝を塞ぐ等、水流を阻害し、洪水被害の発生が懸念されます。

農業被害

田畑で繁殖すると、作物を覆い、生育不良にする等、農業被害の発生が懸念されます。

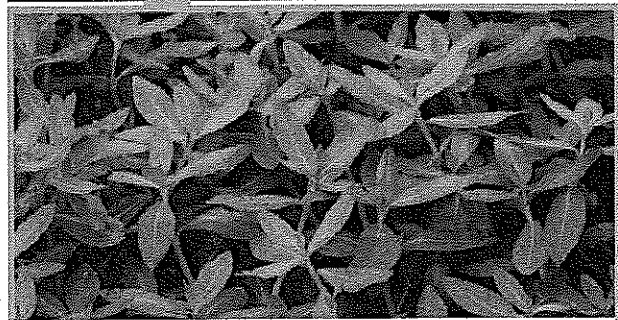
生態系被害

ため池等の水面を覆い尽くすため、水質の悪化や、在来生物の生息環境を奪う等の悪影響があります。

安易な駆除作業は逆効果です！！

ナガエツルノゲイトウは長時間の乾燥に耐え、ちぎれた茎や根から容易に再生します。刈払機で刈り取ったり、土にすき込んでしまうと、細かくちぎれて飛散した根や茎が枯死せず再生し、広範囲に被害を拡げてしまいます。

専門家と一緒に、適切な方法で駆除に取り組めば、被害を抑えることも可能です。発見したらまずは下記へご連絡お願い致します。



水上から陸上まで、容赦なく大繁茂します



遮光シートやネットを用い、拡散を防ぎながら駆除をします

兵庫県 (078-362-3389) またはお住まいの自治体窓口にご連絡ください。

- ・発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- ・可能であれば、写真を撮影してください。

※ナガエツルノゲイトウを生きたまま持ち運ぶことは違法となります。

もっと知りたい！
兵庫県の自然

ひょうごの環境
兵庫県の自然環境
総合ページはこちら



外来生物の影響や対策、
法律について知りたい！

ひょうごの環境「外来生物」
兵庫県版ブラックリストや
外来生物法についてはこちら



兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389



**今年度の有害鳥獣(シカ・イノシシ・アライグマ・ヌートリア)の捕獲実績
令和7年4月～6月**

捕獲地区	捕獲鳥獣(頭)										計
	シカ				イノシシ				アライグマ	ヌートリア	
	銃	箱わな	くくりわな	のり網等	銃	箱わな	くくりわな	のり網等			
原									1		1
内馬場				1							1
民田									1		1
上阿古谷									3		3
下阿古谷		1	3			2			1		7
北田原									1		1
南田原											0
北野									1		1
紫合		1							8		9
柏梨田											0
上野											0
広根									1	1	2
銀山											0
猪淵									5		5
肝川											0
差組									1		1
猪名川台									1		1
万善				1							1
槻並		1	2						1		4
木津上									1		1
木津											0
木間生											0
朽原											0
林田											0
笹尾		1							4		5
清水				1							1
清水東											0
仁頂寺									1		1
島				1					3		4
鎌倉			3	1					2		6
杉生									1		1
西畑											0
柏原				2					5		7
若葉											0
旭ヶ丘											0
伏見台									3		3
白金									1		1
合計	0	4	8	7	0	2	0	0	46	1	68

鳥獣被害防止柵購入事業補助金

の活用をご検討のみなさまへ

○補助金の交付は、予算の範囲内となります。ご検討の場合はお早めに申請ください。

- ・ 獣害対策用の電気柵等資材については、町がその購入経費の一部を補助する事業を平成29年度より実施しています。
- ・ 令和3年度からは、栽培した農作物を出荷していない場合も補助の対象となっています。
- ・ 補助事業の内容や手続については、本チラシをご確認いただくとともに、役場農業環境課までお問合せください。

【補助事業の概要】

① 補助の対象者（以下全ての要件を満たす方）

- ・ 町内に住所を有する農業を営む個人又は法人であり、現に農作物被害を受け、または受ける恐れがあること。
 - ・ 獣害防止柵を設置しようとする所有農地等で農作物を栽培していること。（ただし、出荷の有無によって補助上限額が異なります。）
 - ・ 町税の滞納がないこと。
 - ・ 同一年度において、本人または同一世帯人等が、この補助金を受けていないこと。
 - ・ 過去8年以内に、同一農地で本事業または国・県等の補助を受けていないこと。
- ※ただし、農地の防護機能を高めるために、他の種類の防護柵を組み合わせる場合は、この限りではありません。

② 補助の対象

- ・ 電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費

③ 補助金額

- ・ 購入費用（税抜）の1/2

個人（出荷もしくは出荷予定の場合）：最大5万円（法人は最大10万円）

個人（出荷しない場合）：最大3万円

④利用（申請）の手続

必ず資材購入前に申請手続が必要です。

※ 農業環境課窓口のみの受付となります。

【問い合わせ先】

猪名川町 農業環境課 有害鳥獣担当

TEL：766-8709

FAX：766-7725